

## アンティグア・バーブーダの入国規制措置（9月10日更新）

9月10日、アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、同国の入国規制措置を10月1日より、以下のとおりとする旨発表しました。

なお、航空機による入国に際しては、9月中は、入国7日前以内に実施されたPCR検査の陰性証明書の保持が必要となりますが、10月1日以降は、入国4日前以内に実施されたものが必要となりますので、ご注意ください。

- 1 入国14日間前にブラジル、南アフリカに渡航歴のある者は、アンティグア・バーブーダへの入国を制限する（航空機乗組員は除外。アンティグア・バーブーダ国民を除き、原則入国禁止）。
- 2 航空機により到着する全ての渡航者は、乗り継ぎを行う者を含め、入国4日前以内に実施された鼻咽頭、または口腔咽頭スワブ法によるRT-PCR検査の陰性証明書の保持が必要（迅速抗原検査及び自宅での検査は不可）。5歳未満の子どもは、同検査を必要としない。
- 3 ワクチンを完全接種した渡航者は、世界保健機関（WHO）または保健省（MOHWE）が承認したワクチンを完全接種（2回接種のものは2回、1回接種のものは1回）したことが立証可能な書類に加え、RT-PCR検査陰性証明書の提示により、安全認可宿泊施設での滞在が可能となる（ワクチン完全接種後、少なくとも2週間経過していなければならない）。また、同完全接種者の自国民及び居住者は、検疫措置を免除される。
- 4 ワクチン接種未完了者、または、ワクチン未接種渡航者は、新型コロナウイルス認証宿泊施設での滞在が許可され、自国民及び居住者は、自費により14日間ホテルで検疫措置が課される。例外措置として港湾保健当局担当者が決定する場合には、クーリッジにある元米軍基地の部屋を使用出来る。
- 5 政府認可施設で14日間の検疫を受ける者は、1日当たり82東カリブドルを超えない使用料が課される。
- 6 自宅及び政府検疫施設での滞在を許可された渡航者は、検疫規則に基づき、モニタリング・ブレスレットの着用を課される場合がある。
- 7 新型コロナウイルス陰性証明書の未所持又は同証明書の検査結果に誤りが

ある渡航者は、到着時に自費により PCR 検査が課される（自国民 50 米ドル、自国民以外 100 米ドル）。新型コロナウイルス陰性証明書及びワクチン接種の虚偽申告を故意に行った渡航者は、アンティグア・バーブーダの法律に基づき罰金が科せられる。

8 ワクチン未接種者が治療等目的で入国する場合は、入国 4 日前以内に実施された RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。また、以下の手続きを含めた保健省の患者移送規則に従わなければならない。

（1）出身国の医療機関の長から、アンティグア・バーブーダ検疫当局を兼ねる医療機関の長宛ての移送依頼状。

（2）患者の様態、必要とされる治療及び緊急性に係る詳細な医療報告書。

（3）患者の治療にあたる医師名等が記載された、受け入れ機関からの受入承諾書。

（4）予定滞在先住所及び可能であれば連絡先氏名、電話番号の通報。

9 船舶により到着する渡航者には、港湾保健局の規則に基づき、検疫措置が課される。入域する全ての小型船舶及びフェリーは、少なくとも到着 6 時間前までに VHF（ch16）を使用し、港湾当局に連絡しなければならない。

10 全ての渡航者には、入国時及び公共の場所でのマスクの着用が義務付けられており、社会・身体的距離規則を遵守する必要がある。また、到着時には健康申告書の記載、スクリーニング及び検温が課される。

11 新型コロナウイルスの症状がある渡航者は、保健当局が定めるとおり、隔離される場合がある。また、1 泊を要する乗り継ぎを行う渡航者等は、出発まで政府が指定する宿泊施設等での待機を要請される。

12 自国への帰国の際に、迅速抗原検査が入国条件として認められている場合には、滞在先のホテルにて同検査を受けることが許可される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：

アンティグア・バーブーダ保健省 Facebook

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

アンティグア・バーブーダ観光局ホームページ（入国規制）

<https://visitantiguabarbuda.com/travel-advisory/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。